

富田林市集中改革プラン
(平成 17 年度～平成 21 年度)

平成 18 年 3 月

富 田 林 市

富田林市集中改革プラン目次

はじめに

1.	集中改革プランの実施方法	
(1)	計画期間	3
(2)	改革の視点と方向	3
(3)	実施体制と情報公開	4
2.	事務事業の再編・整理、廃止・統合	
(1)	基本的な考え方	5
(2)	これまでの主な取り組み	5
(3)	今後の主な取り組み	5
3.	民間委託等の推進(指定管理者制度を含む)	
(1)	基本的な考え方	7
(2)	これまでの主な取り組み	7
(3)	今後の主な取り組み	8
4.	定員管理・給与等の適正化	
I	定員管理の適正化	8
(1)	基本的な考え方	8
(2)	計画の期間と対象職員	9
(3)	経過と年次計画	9
II	給与等の適正化	10
(1)	基本的な考え方	10
(2)	これまでの主な取り組み	10
(3)	今後の主な取り組み	10
5.	経費節減の主な取り組み	10
6.	外郭団体（第三セクター）の見直し	
(1)	基本的な考え方	12
(2)	これまでの主な取り組み	12
(3)	今後の主な取り組み	12
7.	公営企業(上下水道)	
(1)	事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進	14
(2)	今後の主な取り組み	14
(3)	定員管理・給与等の適正化	14
8.	経費節減等の財政効果	15

はじめに

平成12年4月に地方分権一括法が施行されました。これに伴い、国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係に立つこととなり、「国が企画立案し、市町村が実施する」のではなく、「みずからの判断と責任によりその区域内の事務を処理するため、政策立案から実施まで、一貫して担当する」ことが求められています。これはこれまでの市町村という基礎的自治体の性格を大きく変えるものです。

富田林市においても、長引く景気低迷による市税収入の落ち込みなど、一般財源の減少、さらに、扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政は極めて厳しい状況に置かれています。

今後、従来の右肩上がりの経済成長や急速な景気回復が望めない中では、行政がすべての公共サービスを担い、多様化、複雑化する市民ニーズに十分に対応するにはおのずと限界があります。将来にわたって、公共サービスの質を保ち、一方で、新たな市民ニーズに対応するためには、市民と行政の役割分担に基づく公共サービスの提供や本市に見合った安定した財政基盤の確立など、新たな取り組みを進めることができます。

こうしたことから、本市におきましても、平成9年12月に「新たな時代に対応する運営方策」を策定し、また平成16年10月には「行財政改革推進委員会」を設置し、行財政改革に取り組んできたところです。

こうした中で、今後とも事務事業の効率化や職員給与、職員数の削減による人件費の抑制など行政の内部経費の縮減に積極的に取り組むとともに、行政の担うべき役割の重点化と、行政と市民、事業者との協働による公共サービスの提供という新たな行政システムの構築を図る必要があり、全職員が危機意識と改革意欲を共有し、新しい視点に立った行財政改革の推進に取り組んで行くものとします。

そのため、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「富田林市集中改革プラン」を策定し、本市の行財政改革を着実に実行するものとします。

1. 集中改革プランの実施方法

(1) 計画期間

本計画は、平成17年度から平成21年度の5年間とし、本計画は、その社会経済状況の変化と計画の進捗により、必要に応じ適時改定を行うこととします。

(2) 改革の視点と方向

行政は、市民の負託に基づくものであることから、行政には、常に市民への説明責任が課せられています。行財政改革は、こうした点を踏まえ、説明責任を十分に果たすという観点から行われなければなりません。

また、行政には、その時々の市民ニーズに的確に対応した、市民にとって満足度の高い行政サービスを効率的に提供していくことが求められています。一方、社会経済状況の変化によって、市民ニーズは、量から質へ、画一から多様化への転換といった動きが見られ、それに伴って行政サービスの内容も大きく変化しています。さらには、サービスを提供する主体や方法も住民活動の活発化や事業者の公的サービス分野への参入等によって、多様化してきています。このため、こうした状況の変化を踏まえ、行政と住民と事業者の新たなパートナーシップのもとに、これまでの行政の役割やサービスのあり方を見直し、行政サービスの新たな方向づけを行わなければなりません。

こうした改革を進めるにあたり、具体的方策を下記の視点により実施していきます。

① 市民の満足度の向上

社会経済状況の変化に伴い、市民ニーズも変化・多様化しています。こうした状況にあって、限られた財源を効率的に活用し、市民ニーズに的確に対応するため、透明性のある市民満足度の高い行政サービスを提供します。

② 行政の責任範囲の見直し

事業者やNPO等によるサービスの提供が拡大するなど、サービスの提供主体・方法も多様化してきています。このため、公共的サービスはこれまでのように行政のみが供給するという考え方を見直し、市民協働によるまちづくりの視点から、今後の行政サービスのあり方について見直しを図ります。

③ 人件費の削減

義務的経費の中でも、大きな割合を占める人件費について、業務の効率的な執行等を通じて、一層の削減を図ります。

④ 受益者負担の適正化

受益者が限定されている行政サービスについては、負担の公平性を確保する点から、行政コストを明らかにするとともに、受益者負担の適正化を図ります。

⑤ 民間活力の活用

効果的・効率的な執行と、市民サービスの向上を図る観点から、民営化や民間委託化など民間活力の活用を推進します。

⑥ 補助金の効果的活用

地方分権が進む中で、市民の自主的活動を支援する補助金を、より効果的に活用していくことが求められています。

新たな補助金については、時限措置を講ずるとともに、既存の補助金についても効果等を常に検証し、統合、廃止、縮小など見直しを行います。

⑦ 外郭団体（第三セクター）の見直し

中長期的な観点に立って各団体の見直しを行い、経営改善への恒常的な取り組みとともに、自主・自立の経営を促進します。

（3）実施体制と情報公開

本計画の推進にあたっては、それぞれの部署が、主体性と計画性をもって取り組むこととします。

また、これら計画の進捗状況については、市の広報誌やウェブサイトにより公表するものとします。

2. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 基本的な考え方

限られた財源を有効に活用し、その時々の市民ニーズに適切に対応するとともに、財政健全化を図るために、事務事業の見直しを行います。具体的には、行政の責任領域、行政効果・効率性等を十分吟味し、時代の流れや社会経済状況の変化などにより、所期の目的を達成したものや行政需要が低下しているもの、コストに対して事業効果の低いと考えられる事業、さらには行政サービスとして実施する必要性が低い事業などが対象になります。

(2) これまでの主な取り組み

年 度	主な事務事業
平成 11 年度	市勢映画廃止、敬老祝金一部廃止、公用車数削減、伝染病組合廃止など
平成 12 年度	国保前納報奨金見直し 30%削減、墓地斡旋報償金見直し 50%削減、市民交通傷害保険補助事業の廃止、機構改革による組織再編など
平成 13 年度	補助金見直し、決算書等印刷物の外注廃止など
平成 14 年度	健康フェスティバル廃止など
平成 15 年度	ごみシール報償金廃止、互礼会廃止など
平成 16 年度	遺児給付金対象者の見直し、高齢者住宅改造補助の対象者見直し、消防音楽隊廃止、納付組合奨励金事務廃止、敬老祝金の見直し、健康家庭表彰事業廃止、機構改革による組織再編など

(3) 今後の主な取り組み

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
共通	経常経費の見直し		○	○	○	○
共通	市単独給付事業の見直し				○	
共通	定額補助金の見直し					○
契約検査課	用品調達基金の廃止			○		
契約検査課	入札制度の改善	○	○		○	
環境衛生課	公衆浴場組合補助金の廃止	○				
福祉課	敬老祝金の見直し	○				
社会援護課	夏季歳末一時金の見直し	○				

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
税務推進室 保険年金課	前納報償金の廃止（税・国民健康保険料）			○		
行財政管理課	各特別会計の一般会計繰出し基準の見直し			○		
人事課	被服等貸与規則の見直し			○		
人事課	職員福利厚生会の補助金及び事業の見直し	○	○	○		
保育課	市立保育園の職員配置基準の見直し		○			
教育指導室 (保育課)	市立幼稚園のあり方（総合施設の研究を含む）の検討			○		
教育指導室	教育委員会の市民窓口との転入転出窓口の一本化		○			
子育て支援課	父子家庭等入学祝品の廃止		○			
建築住宅課	市営住宅の管理戸数の減					○
政策推進室	レインボーバスの見直し	○				
市民窓口課	フロアマネジャーの委託化	○				
政策推進室	組織の統廃合			○		
政策推進室	管理企画部門の統合等（企画・財政・人事・行財政改革担当部署の明確化）			○		
社会教育課	部の企画部門の統合と創設等（生涯学習部）			○		
消防総務課	消防アクアラング隊の廃止		○			

3. 民間委託等の推進(指定管理者制度を含む)

(1) 基本的な考え方

行政が担うべき業務と、民間のノウハウを活かすことで市民サービスの充実を図ることのできる業務の検討を行いながら、経費の削減と市民サービスの向上を図るために、引き続き民間委託を推進します。また、公共施設の効果的な管理運営を図るために、現在の直営施設の指定管理者制度導入についても引き続き検討を行います。

(2) これまでの主な取り組み

○ 民間委託の推進

	主な事務事業名
全部委託	本庁舎の清掃業務、夜間警備業務、案内受付業務、電話交換業務、電子計算業務、庁内情報システム維持業務、し尿収集業務、在宅配食サービス、調査集計業務など
一部委託	公用車運転業務、一般ごみ収集、道路維持補修・清掃等、ホームページ作成など

○指定管理者制度の活用

公の施設の名称	指定管理者による管理の開始予定時期
すばるホール	平成 18 年 4 月 1 日
市民会館	平成 18 年 4 月 1 日
公会堂	平成 18 年 4 月 1 日
農業公園	平成 18 年 4 月 1 日
総合スポーツ公園	平成 18 年 4 月 1 日
ケアセンター	平成 18 年 4 月 1 日
コミュニティセンター	平成 18 年 4 月 1 日
総合福祉会館	平成 18 年 4 月 1 日
自転車駐車場	平成 18 年 4 月 1 日
富田林病院	平成 18 年 4 月 1 日
心身障害児通所施設	平成 18 年 4 月 1 日
じないまち交流館	平成 18 年 4 月 1 日

(3) 今後の主な取り組み

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
共通	直営施設の指定管理者制度の導入（斎場・市立老人憩いの家・市立集会所・体育館等）				○	
共通	各種審議会等の議事録作成の民間委託				○	
保育課	市立保育園の民営化実施検討委員会の設置				○	
教育総務課 保育課	校園務員業務委託の検討			○		
環境衛生課	収集体制見直しに伴う燃えるごみ収集の全面委託			○		
学校給食課	(財) 松原・富田林学校給食協会の解散			○	○	○
政策推進室	大規模施設の整備の際の(改修も含む) PFI 手法の検討					○

4. 定員管理・給与等の適正化

I 定員管理の適正化

(1) 基本的な考え方

本市では、これまで、介護保険制度の創設や地方分権の事務委譲など、行政需要が大幅に増加する中、職員の定員適正化を目標として、鋭意職員数の抑制を図ってきました。しかしながら、社会経済情勢が大きく変化する中、今後も続くと予測される、厳しい財政状況を考えると、より簡素で効率的な行財政運営に取り組む必要があります。

一方、団塊の世代の大量退職時期を迎える組織の活性化と年齢構成の偏りの是正、また適正な人事構成（職種別、地位別、年齢別等）を維持するため、一定の職員採用を実施しつつ、定員管理計画に基づく総職員数を縮小します。

そのため、本市では、経験豊かな再任用職員や臨時職員の活用を図り、当面の間、消防職を除く定年退職者の3分の1を不補充とし、平成22年4月1日の総職員数を924人と想定します。したがって5年間で、45人(4.6%)を縮小することとします。

なお、本計画は、本市における職員の定数管理の指針と目標を設定する

もので、現時点での予測のつかない変化は想定せず、必要に応じ適時見直しを図るものとします。

(2) 計画の期間と対象職員

計画期間は、平成17年4月1日から平成22年4月1日の5年間とします。対象職員は、富田林市職員定数条例に規定された職員とします。

(3) 経過と年次計画

会計別職員数の管理計画

(単位:人)

		各年4月1日現在								18~22計
		11	16	17	18	19	20	21	22	
前年度退職者数		-	-	-	15	16	35	40	45	151
内消防職退職者数		-	-	-	3	1	2	5	6	17
全職員数 増減数		1004 -	967 —	969 2	965 △4	960 △5	949 △11	937 △12	924 △13	△45
会計別 職員数 及び増 減予定 数	普通会計 増減数 (人口千人あ たり職員数)	910 - 7.3	868 — 7.0	858 △10 6.9	856 △2 6.9	852 △4 6.9	841 △11 6.8	829 △12 6.7	816 △13 6.6	△42
	公営企業 会計(上水 道) 増減数	59 - —	50 — 1	51 △1 1	50 △1 0	49 △1 0	49 0 0	49 0 0	49 0 0	△2
	公営企業 会計(下水 道) 増減数	17 - —	15 — 10	25 △1 0	24 0 0	24 0 0	24 0 0	24 0 0	24 0 0	△1
	その他会計 増減数	18 - —	34 — 1	35 0 1	35 0 0	35 0 0	35 0 0	35 0 0	35 0 0	—

- 本表は、総務省地方公共団体定員管理調査の数値です。
- 人口千人あたりの普通会計職員は、18年以降は123千人で算出しています。
- その他会計職員は、介護保険、国民健康保険、老人医療の特別会計従事職員です。

II 給与等の適正化

(1) 基本的な考え方

職員数の縮小とあわせ、給与、手当の見直しを図り、市民の理解を得ることができる人件費の削減に取り組みます。

(2) これまでの主な取り組み

年 度	主な取り組み
平成 14 年度	職員給与 2 % 減額 旅費（日当）の見直し 特殊勤務手当の見直し
平成 15 年度	58 歳昇給停止の実施 退職手当加算措置是正など
平成 16 年度	初任給の是正 特別職給与 5 % 減額 職員給与 2 % 減額 退職手当是正

(3) 今後の主な取り組み

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
人事課	給与構造見直し		○	○	○	
人事課	住居手当の段階的見直し			○	○	
人事課	通勤手当の見直し	○	○	○		
人事課	特殊勤務手当の再見直し			○		

5. 経費節減の主な取り組み

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
共通	各種審議会等の報酬の見直し			○		
共通	各種手数料の見直し			○		
共通	市直営マイクロバス等の運転業務の委託					○
共通	自動販売機設置に係る費用負担	○				
共通	郵便封筒の広告掲載	○				
共通	コンビニ収納の実施		○	○		
共通	施設の受益者負担の研究		○			
共通	公の施設の利用時間の延長				○	
人事課	臨時職員の短時間雇用	○	○	○	○	○

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
総務課	すべての公用車の一元化			○		
総務課	中小企業団地内旧下水処理場跡地土地使用料		○			
政策推進室	IT化推進による事務の効率化		○	○	○	○
政策推進室	住民票自動交付機の導入				○	
政策推進室	市ウェブサイトの広告掲載		○			
市民窓口課	窓口業務の時間延長若しくは日曜窓口の充実等の検討委員会設置		○			
税務推進室 保険年金課	インターネットを利用した差し押さえ物件の公売の実施	○				
税務推進室 介護保険課 保険年金課 その他徴収課	徴収率向上のため滞納情報一元化の検討		○			
環境衛生課	斎場火葬料金の見直し				○	
環境衛生課	粗大ごみの金属資源化				○	
環境衛生課	粗大ごみ有料化の検討				○	
子育て支援課	学童保育の有料化			○		
保育課	保育所保育料の見直し				○	
教育指導室	幼稚園使用料の見直し				○	
スポーツ振興課	体育施設の使用料の徴収・見直し				○	
スポーツ振興課 教育総務課	市立小中学校体育施設開放に伴う使用料の徴収			○		

6. 外郭団体（第三セクター）の見直し

（1）基本的な考え方

本市の外郭団体の見直しについては、それぞれの団体の設立趣旨や住民サービスへの対応などを十分に考慮しながら、団体の自主自立の健全経営を目指した見直しに取り組みます。

（2）これまでの主な取り組み

本市では、これまで外郭団体の設立趣旨に基づき、市民サービスがより効果的に達成でき、さらに効率的な運営ができるよう、市との関係や補助の内容について検討を行ってきました。

（3）今後の主な取り組み

○定員管理

団体名	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
土地開発公社	出向職員の見直し		○			
福祉公社	退職不補充・臨時職員への切り替え			○		
公園緑化協会	役員数の削減			○		
文化振興事業団	役員数の削減（19年度までに7名、また21年度までにさらに3名削減予定）			○	○	○
	職員数の削減（18年度までに9名の削減・以後退職不補充）		○	○	○	○

○情報公開、外部監査、行政評価

団体名	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
土地開発公社	事業計画書、予算書及び事業報告書、決算書、付属明細書の公表（市庁舎情報コーナー）		○			
	ホームページの作成					○
福祉公社	ホームページの充実		○			
公園緑化協会	ホームページの作成					○

団体名	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
文化振興事業団	ホームページの活用による経営状況報告（財務諸表等）の公開		○			
	外部監査体制の導入の検討		○			
公園緑化協会	外部監査体制の導入の検討		○			
福祉公社	事業等の点検、評価の体制と充実を図る		○			
	監査回数の増によりチェックを強化		○			

7. 公営企業(上下水道)

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進

○上水道事業

本市の上水道事業は、安全で安定した給水サービスや良質な水道水の供給に努めるとともに、引き続き経営基盤の強化に取り組みます。平成11年度から16年度には、検針及び収納業務委託、水質検査業務委託、汚泥運搬や処理の業務委託をおこないました。また、コンビニでの入金取り扱い、土・日曜日・夜間集金の実施、近隣市町村への転居者の訪問集金など、徴収率の向上にも取り組んでいます。

○下水道事業

本市の下水道事業は、平成17年度には市街化調整区域において、公共下水道に総てを依存するのではなく、飛躍的に性能が向上した浄化槽との費用対効果等を精査し、東条地域並びに彼方地域の一部地区を富田林市浄化槽整備推進事業区域と設定し、PFI事業で水質改善に取り組んでおります。

また、市街化調整区域の富田林市浄化槽整備推進事業区域を除く地域を、公共下水道整備区域に編入するにあたり、市街化区域の住民に負担していただいております目的税との公平性を図る必要があり、平成18年度から総合的な検討に入ります。

(2) 今後の主な取り組み

担当課	検討課題	計画時期				
		17	18	19	20	21
水道総務課	浄水場運転業務の一部民間委託		○			
下水道管理課	下水道使用料の見直し				○	
下水道管理課	富田林市浄化槽整備推進事業における浄化槽設置分担金の徴収	○	○	○	○	○
下水道管理課	市街化調整区域における受益者負担金の検討		○			

(3) 定員管理・給与等の適正化

定員管理については、4. 定員管理・給与等の適正化、I 定員管理の適正化を参照してください。また、給与等の適正化については、一般行政部門の計画と同様に取り組みます。

8. 経費節減等の財政効果

上記の取り組みによるおおよその効果額は、下記の表のとおりとなります。

(単位:百万円)

歳入関係

項目	合計	17	18	19	20	21
各種手数料の見直し	12			4	4	4
コンビニ収納、インターネット公売の実施	9	1	2	2	2	2
受益者負担の実施	467			19	224	224
収納率の向上、その他	204	1	13	△9	73	126
公営企業(上下水道)	395	2	8	7	189	189
(合 計)	1,087	4	23	23	492	545

歳出関係

項目	合計	17	18	19	20	21
事務事業の再編・整理、廃止・統合	2,490	232	286	643	655	674
民間委託等の推進	74			△4	70	8
定員管理・給与等の適正化	1,735	250	212	384	432	457
経費節減の取り組み	73	5	2	18	12	36
外郭団体(第三セクター)の見直し	240		60	60	60	60
公営企業(上下水道)	12			4	8	
(合 計)	4,624	487	560	1,105	1,237	1,235
効果額合計	5,711	491	583	1,128	1,729	1,780